

## <報道発表資料>

カテゴリー:おしらせ

令和6年10月4日

### ス 「ルール守って明るく住マイル『違反建築なくそう運動』」 ～建築基準法の改正について説明します～

令和6年10月15日（火）から10月21日（月）までの期間は、国が定めた「違反建築防止週間」です。

違反建築を未然に防止し安全で良質な建築物の普及を図るため、この違反建築防止週間に合わせ、県は、市町村及び一般社団法人埼玉建築士会とともに、「ルール守って明るく住マイル『違反建築なくそう運動』」を実施します。

## ● 実施内容

### 1 一斉公開建築パトロール

県の地域機関である建築安全センター及び特定行政庁\*である市町村が、実施期間を合わせて一斉に、所管する地域の建築工事現場をパトロールします。

期 間：令和6年10月11日（金）～10月25日（金）

内 容：職員が建築工事中の現場を巡回し、建築基準法の違反の有無などを確認します。また、現場にいる工事監理者や施工者を通じ、建築主に対し、法定検査の受検を求めます。

\*特定行政庁：建築基準法に基づき、建築物の確認審査や違反是正指導等の権限を有する県及び市町村をいいます。

### 2 建築に関する法令説明会

県及び一般社団法人埼玉建築士会が、協賛団体の協力を得て、令和7年4月に改正される建築基準法や建築分野における最近の話題などについて説明します。

方 法：対面及びオンライン配信によるハイブリッド方式

日 時：令和6年10月16日（水） 14：30～16：45

会 場：埼玉建産連研修センター 3階 大ホール

(さいたま市南区鹿手袋 4-1-7)

参加費：無料

申込方法：一般社団法人埼玉建築士会のホームページから申込みをお願いします。オンライン配信を希望された方には、事前に参加用の URL を送信します。

申込先：一般社団法人埼玉建築士会

申込ページ <https://saitama-hourei.ksaitama.or.jp/>

電話 048-861-8221

## ● 協賛団体

一般社団法人埼玉県建設業協会、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会、  
一般社団法人埼玉建築設計監理協会、一般社団法人埼玉県建築士事務所協会、  
一般財団法人埼玉県建築安全協会、埼玉土地家屋調査士会、建設埼玉、  
埼玉県行政書士会、一般財団法人さいたま住宅検査センター  
株式会社埼玉建築確認検査機構 (順不同)

## ● 問合せ先

埼玉県 都市整備部 建築安全課 総務・監察担当 水野・須見

電話 048-830-5515